

新潟県県営林間伐材売払処分要領

平成 21 年 5 月 21 日付け 林第 223 号
平成 27 年 6 月 16 日付け 林第 304 号 改正
令和 4 年 2 月 14 日付け 林第 984 号 改正
令和 5 年 5 月 19 日付け 林第 224 号 改正
令和 5 年 9 月 29 日付け 林第 701 号 改正

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、県営林事業において発生する間伐材の適正な売払い処分を行うため、新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）、新潟県財務規則による帳票その他の書類の様式（平成 5 年新潟県訓令第 7 号。以下「財務規則様式」という。）及び県営林事業における間伐材売買契約を伴う森林整備工事競争入札実施要綱（平成 20 年 6 月 10 日伺定。以下「利用間伐入札実施要綱」という。）に定めるもののほか、その他必要な事項を定めるものとする。

(境界の画定又は測量)

第 2 条 間伐材の売払処分にあたって境界画定が必要な場合は、新潟県県有林及び県行造林立木調査処分要領（昭和 60 年 3 月 25 日付け治第 303 号制定。以下「調査処分要領」という。）第 2 の規定を準用するものとする。この場合において調査処分要領第 2 中「立木処分区域」とあるのは「間伐材処分区域」と読み替えるものとする。

(間伐材の売払処分方法の定義)

第 3 条 この要領における、間伐材の売払処分方法を次のとおり定義する。

- (1) 素材販売 伐倒後、造材が行われた状態の間伐材を販売するもの。
- (2) 立木販売 売払い対象の間伐木を立木状態で販売するもの。

(調査の方法)

第 4 条 間伐対象木の調査にあたっては、次の区分により行うものとする。

- 2 素材販売の場合は、材の長さ、末口直径及び利用用途（一般用材又は合板用素材等。以下同じ。）ごとに整理するものとする。
- 3 立木販売の場合は、次に掲げる方法によるものとする。
 - (1) 間伐対象木について、樹種別に胸高直径、樹高及び利用用途を調査する。
 - (2) 胸高直径は、地上 1.2 メートルの位置で 2 センチメートル括約で測定するものとし、評価対象は市場価値が認められる原則として 16 センチメートル以上とする。ただし、特に形質良好なものについては 15 センチメートル以下であっても売払対象とすることができる。
 - (3) 樹高の測定は、1 メートル括約の目測による測定を行う。
 - (4) 標準地調査により予定価格を定める場合は、利用間伐対象面積を求めた上で、その面積の 5 パーセント以上の標準地を選定し、第 1 号から第 3 号までの規定により調査する。
 - (5) 調査結果については、間伐木調査票により整理する。

(間伐材の評価)

第 5 条 間伐材の評価額については、調査処分要領第 13 の規定による市場価逆算式を準用するものとする。ただし、構成因子は次のとおりとする。

- (1) 算定式

$$X = f (A / (1 + l r) - B) \times V$$

X=間伐材評価額 f=利用率 A=市場価格 l=資本回収期間 r=収益率

B=事業費 V=評価対象材積

ア 市場価格 (A) は、新潟県森林組合連合会の木材共販市場実績及び県産針葉樹合板需要連絡会公表の仕入単価によるほか、これに類する市場価額調査によるものとする。

イ 事業費 (B) は、搬出経費及び運搬経費をいう。(ただし、森林整備工事のうち間伐材売買契約を伴う間伐作業(以下「利用間伐工事」という。)の場合は、搬出経費は利用間伐工事に含むものとする。)

(2) 利用率 (f) は、立木販売の場合は利用間伐木の形質等に基づき決定し、素材販売の場合は $f = 1$ とする。

(3) 資本回収期間 (l) は原則として3ヶ月(事業期間6ヶ月)とする。

(4) 収益率 (r) は月1分8厘とする。

(入札)

第6条 間伐材の売払いは、原則として一般競争入札によるものとするが、財務規則に基づき指名競争入札及び随意契約ができるものとする。

2 利用間伐工事に伴う間伐材売払いは、原則として制限付き一般競争入札によるものとし、利用間伐入札実施要綱に基づき実施するものとする。

(予定価格書)

第7条 予定価格書の様式は、財務規則様式第28号様式によるものとする。

2 前条第2項の規定による入札に係る予定価格書の様式は、この要領で定めるものとする。

(入札書)

第8条 入札書の様式は、財務規則様式第30号様式によるものとする。

2 第6条第2項の規定による入札に係る入札書の様式は、この要領で定めるものとする。

(入札調書等)

第9条 入札調書の様式は、財務規則様式第32号様式によるものとする。

2 第6条第2項の規定による入札に係る入札調書及び当該入札結果の公表を行うための様式は、この要領で定めるものとする。

(契約書の様式)

第10条 間伐材売買契約書の様式は、この要領で定めるものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 間伐材の売払いに係る入札保証金及び契約保証金の納付、免除及び還付は財務規則第41条、第42条、第42条の2、第44条及び第45条の規定によるものとする。ただし、第44条第1項第5号、第45条第3項ただし書きについては適用しないものとする。

(売買代金の納入)

第12条 間伐材売買代金(以下「代金」という。)の納入期限は、間伐材売買契約書締結の日から起算して30日以内とする。ただし、契約者が間伐材売買代金の分納を希望する場合は県有林立木等処分代金分納及び延納事務取扱要領(昭和49年6月8日付治第632号。以下「処分代金取扱要領」という。)第2及び第3の規定によるものとする。

(生産等物品調書の作成)

第 13 条 地域機関の物品出納職員は、代金の収納確認後に、物品会計規則の規定に基づき生産等物品調書（新潟県物品会計規則により設備しなければならない帳簿及び報告書等の様式指定（昭和 39 年新潟県訓令第 8 号）第 12 号様式）を作成するものとする。

(物件の引渡し)

第 14 条 地域機関の長は、代金収納の日から起算して原則として 7 日以内に契約者に対し、売払対象間伐材（以下「物件」という。）の引渡しを実施するものとする。

なお、契約者が間伐材売買代金を分納する場合に引渡す物件の量は、財務規則第 48 条及び処分代金取扱要領第 8 の規定により、収納した物件売買代金に相当する量を上限とするものとする。

- 2 地域機関の長は、前項の引渡しにあたって物件を引渡す現地立会日時、引渡し材積及び条件等を通知するものとする。
- 3 契約者は、物件の引渡しを受けた日から原則として 3 日以内に受領書を地域機関の長へ提出するものとする。

(契約報告)

第 15 条 地域機関の長は、間伐材売買契約書を締結したときは契約書の写しを添付し、速やかに農林水産部長へ報告するものとする。

- 2 地域機関の長は、前項で報告した契約内容を変更した場合、農林水産部長へ報告するものとする。

(着手届)

第 16 条 契約者は、引渡しを受けた物件の伐採または搬出（以下「作業」という。）に着手したときは、速やかに着手届を地域機関の長に提出するものとする。

- 2 利用間伐工事に係る間伐材売買契約に伴う着手は、物件の運搬に着手したときをいう。

(完了届)

第 17 条 契約者は作業を完了したときは、速やかに地域機関の長に完了届を提出するものとする。

(検査)

第 18 条 前条の完了届を受領した地域機関の長は、次に掲げる各号について検査し、その結果を契約者に通知するものとする。

- (1) 残材処理状況
- (2) 物件以外の樹木の損傷
- (3) 作業に使用した土地の整地及び復旧状況
- (4) その他地域機関の長が必要と認める事項

- 2 地域機関の長は、前項の検査の結果、契約者が不適切な処置のまま終了したと認められる場合は、契約者に必要な整理又は復旧等を通知するものとする。
- 3 地域機関の長は、第 1 項の検査の結果、損害を受けたことによる賠償が必要と認められる場合は、賠償額を算出のうえ契約者に請求するものとする。

(契約保証金の還付)

第 19 条 契約者は、前条第 1 項の通知により間伐材売買契約の履行が認められた場合、地域機関の長に財務規則様式第 123 号様式により契約保証金の還付を請求するものとする。

(分収金額の算出)

第 20 条 間伐材の売払いに係る土地所有者への分収金額は、次により算出する。

$$A = (B - (C - D) - E) \times F$$

A=土地所有者への分収金額

B=間伐材売買額（取引に係る消費税及び地方消費税を除いた額）

C=森林整備工事経費（消費税及び地方消費税を除いた額とし、別に定めるものとする。）

D=Cに係る造林補助金

E=間伐材の選木等調査に要した経費

※E=間伐対象本数×1本あたりに係る必要経費

F=土地所有者の分収率

2 前項で規定する土地所有者への分収金額の算出に必要な間伐材の選木等調査に要した経費は、別に定めるものとする。

(書類の様式)

第 21 条 この要領で規定する書類の様式を、次のように定める。

様式番号	名 称	規定条文
第 1 号様式	間伐木調査票	第 4 条第 3 項第 6 号
第 2 号様式	予定価格書	第 7 条第 2 項
第 3 号様式	入札書	第 8 条第 2 項
第 4 号様式	入札調書	第 9 条第 2 項
第 5 号様式	入札公表兼結果表	第 9 条第 2 項
第 6 号様式	間伐材売買契約書及び契約条項	第 10 条
第 7 号様式	引渡通知書	第 14 条第 1 項
第 8 号様式	受領書	第 14 条第 2 項
第 9 号様式	着手届	第 16 条第 1 項
第 10 号様式	完了届	第 17 条第 1 項
第 11 号様式	検査合格通知書	第 18 条第 1 項
第 12 号様式	改善通知書	第 18 条第 2 項

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

予 定 価 格 書

1 森林整備工事及び間伐材売払場所

2 森林整備工事

工 事 名

予 定 価 格 円 ①

(入札書等比較予定価格円) ② = ① × 100 ÷ 105

制 限 価 格 円 ③

(入札書等比較制限価格円) ④ = ③ × 100 ÷ 105

設計額

3 森林整備工事間伐材売買

売払物件名

予 定 価 格 円 ①

(入札書等比較予定価格円) ② = ① × 100 ÷ 105

設計額

年 月 日

職 氏 名

印

入札書

1 工事及び間伐材売払場所

2 森林整備工事（間伐作業）入札金額

工事名

入札金額 円

3 間伐材売買入札金額

売払物件名

入札金額 円

4 入札保証金 財務規則第43条第2号該当により免除

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

入札書に記載する金額は、消費税相当額を除いた金額を記載し、落札後、記載額に5%を加算した金額を契約額とします。

年 月 日

(住所)

(氏名)

印

(発注機関の長)

様

※法人の場合、代表者印は必ず押印のこと。

※委任状と同じ代理人の押印があること。

入 札 調 書

入 札 調 書							
地域振興局名							
工 事 名							
売 払 物 件 名							
団地名・所在地							
予 定 価 格		森林整備工事予定価格			間伐材売買予定価格		
入札書比較予定価格							
制 限 価 格							
入札書比較制限価格							
入 札 者	森林整備工事入札額から間伐材売買入札額を差し引いた額	森林整備工事入札金額	間伐材売買入札金額	森林整備工事入札額から間伐材売買入札額を差し引いた額	森林整備工事入札金額	間伐材売買入札金額	記 事
	0						
	0						
	0						
	0						
	0						

平成 年 月 日

入札執行職員 職 氏名

印

立会職員 職 氏名

印

間伐材売買契約書

- 1 売払物件名
- 2 所在地
- 3 樹種及び数量
- 4 売買代金 金 円
(うち消費税額等 円・消費税率 %)
- 5 契約保証金 金 円
- 6 契約保証金の納入方法
甲が発行する納入通知書により納入するものとする。
- 7 売買代金の納入期限及び納入額
第1回目 契約締結の日から30日以内 金 円
第2回目 年 月 日 金 円
第3回目 年 月 日 金 円

上記の間伐材売買については、売主新潟県（登録番号 T9800020003570）を甲とし、買主 を乙として、上記条件のほか新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）及び別記契約条項によって売買契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する）。

年 月 日

地域振興局住所
売主（甲） 新潟県
地域振興局長名 印

住所
買主（乙） 氏名 印

別記

間伐材売買契約条項

(契約保証金)

第1条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金を甲に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

(所有権の移転)

第2条 甲は、乙が売買代金を納入したときは、当該完納の日から起算して原則として7日以内に売払対象間伐木（以下「物件」という。）を乙に引き渡すものとし、乙は引渡しを受けた日から起算して原則として3日以内に受領書を甲に提出するものとする。

2 前項の引渡しにより、物件の所有権が甲から乙に移転するものとする。

3 物件には、根株を含まないものとする。

(着手届)

第3条 乙は、前条の受領書を甲に提出した後、物件の伐採、搬出又は運搬（以下「作業」という。）に着手したときは、速やかに着手届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の着手届を受領したときは、乙の立会いの上、速やかに作業方法について確認を行うものとする。この確認において、物件以外の樹木及び作業に使用する土地等が著しく損傷すると甲が認めるときは、乙は甲の指示により作業方法を改善しなければならない。

(物件外樹木の損傷等の届出)

第4条 乙は、次のいずれかに該当するときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(1) 物件以外の樹木等を損傷したとき。

(2) 作業の実施に伴って県の施設又は第三者に損害を与えたとき。

(損害賠償)

第5条 乙は前条の場合において、甲又は第三者から請求があった場合その損害を賠償しなければならない。

(作業の完了及び検査)

第6条 乙は、令和 年 月 日までに作業を完了しなければならない。

2 乙は、作業を完了したときは遅滞なく完了届を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の完了届を受領したときは、乙の立会いの上、速やかに検査を実施し当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この検査において、甲は次に掲げる各号について不適切な処置であると認める場合は乙に通知し、乙は甲の指示に対処しなければならない。

(1) 残材処理状況

(2) 物件以外の樹木の損傷

(3) 作業に使用した土地の整地及び復旧状況

(4) その他甲が必要と認める事項

(期限の延長等)

第7条 乙は、前条第1項の期限内に作業を完了することができないと予想されるときは、当該期限の14日前までに甲に対して書面によりその理由を付して期限の延長を申請し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の場合において、遅延損害金として延長日数1日につき売買代金の1,000分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。この場合、計算した金額が1,000円未満であるときは支払を要せず、その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。ただし、乙の責めに帰することのできない事由により作業の期限を延長するときは、この限りでない。

(施設の設置又は作業道等の開設)

第8条 乙は、作業のため当該団地内に必要な施設を設置するとき又は作業道等を開設するときは、事前に甲の承認を得るものとする。ただし、新潟県森林作業道作設指針に準じて開設する作業道については、この限りではない。

2 乙は、第6条第2項に規定する履行届の提出前に、前項の規定により設置した施設又は作業道等を撤去し、又は原状に復旧するものとする。ただし、甲が存置を認めた施設又は作業道等についてはこの限りでない。

(権利の譲渡又は義務の継承)

第9条 乙は、第三者に対しこの契約によって生じる権利を譲渡又は義務を承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(危険負担)

第10条 この契約締結の日から物件引渡しまでの間において、甲の責めに帰することのできない事由により物件が滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、甲に対して契約内容不適合を理由とする追完請求、売買代金の減額、契約の解除、損害賠償請求等を行うことができない。

(延滞金)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により支払期限内に契約金額を支払わないときは、遅延日数に応じ当該未払金額に対し年14.6パーセントの割合で計算した金額を、遅延利息として甲に支払うものとする。この場合、計算した金額が1,000円未満であるときは支払を要せず、その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(契約解除又は打切り)

第13条 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約解除又は打切り（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解除することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

- (1) 乙が契約に違反し、その他不誠実な行為をしたとき。
- (2) 乙が契約の履行能力を喪失したと認められるとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が

乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

- 3 前2項の場合において、既に乙に引き渡された物件のうち伐採未済の物件、搬出されていない物件、山土場から運搬されていない物件及び第8条第1項の規定により乙が設置した施設の所有権は甲に帰属する。

(契約保証金の還付等)

第14条 乙は、第6条に規定する義務を履行したときは、甲の指示する請求書により、契約保証金の還付を請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
- 3 前条第1項及び第2項の規定により契約解除若しくは打切りが行われ、又は乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(契約外の事項)

第15条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

- 2 契約により甲乙協議して定める事項について協議が整わないときは、甲の定めるところによる。

第7号様式

引 渡 通 知 書

第 号
年 月 日

(契 約 者) 様

地域機関の長

年 月 日付けで間伐材売買契約を締結したことについて、間伐材売買契約
契約条項第2条第1項に基づき物件の引渡しを下記のとおり実施しますので、現地立
会いをお願いします。

記

- 1 引渡日時
- 2 引渡場所
- 3 引渡物件内容（樹種及び数量）
- 4 留意事項
 - (1) 間伐材売買契約区域外の立木伐採を行わないこと。
 - (2) 道路交通法に基づく過積載防止について、遵守すること。
 - (3) 安全作業を徹底すること。
 - (4) (その他必要と認められる事項)

第8号様式

受領書

年 月 日

(地域機関の長) 様

契約者住所
契約者氏名

年 月 日付けで間伐材売買契約を締結したことについて、間伐材売買契約条項第2条第1項に基づき受領書を提出します。

記

- 1 物件受領年月日 年 月 日
- 2 受領物件内容 (樹種及び数量)

第9号様式

着 手 届

年 月 日

(地域機関の長) 様

契約者住所

契約者氏名

年 月 日付けで間伐材売買契約を締結したことについて、作業に着手した
たので間伐材売買契約条項第3条第1項に基づき届け出ます。

記

- 1 作業着手日 年 月 日
- 2 作業内容及び実施方法

第 10 号様式

完 了 届

年 月 日

(地域機関の長)

様

契約者住所

契約者氏名

年 月 日付けで間伐材売買契約を締結したについて、作業を完了したので間伐材売買契約条項第 6 条第 2 項に基づき、完了届を提出します。

記

- 1 作業履行日 年 月 日
- 2 買受樹種及び数量

第 11 号様式

検 査 合 格 通 知 書

第 号
年 月 日

(契 約 者) 様

地域機関の長

年 月 日付けで間伐材売買契約を締結したことについて、検査に合格したので
間伐材売買契約条項第 6 条第 3 項に基づき通知します。

記

- 1 事業名
- 2 売払物件名
- 3 所在地 地内
- 4 売払金額
- 5 履行期限 年 月 日まで
- 6 履行年月日 年 月 日
- 7 検査年月日 年 月 日
- 8 記 事

第 12 号様式

改 善 通 知 書

第 号
年 月 日

(契 約 者) 様

地域機関の長

年 月 日付けで間伐材売買契約を締結したことについて、下記のとおり改善するよう通知します。

記

売払物件名	
所在地	
検査実施日	
指示事項	